

## コンビニエンス払込票発行等手数料に関する特約(法人債務・カード利用者立替用)

本特約は、カード使用者が、JCB会員規約(法人債務・カード利用者立替用)(以下「会員規約」といいます。)の定めにかかわらず、当社が発行したコンビニエンス払込票(以下「払込票」といいます。)を使用してカード利用代金を当社に支払う場合の、払込票発行および送付に係る手数料について、会員規約の内容を改定したため、これを特約として定めたものです。なお、本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。また、カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、「当社」を「JCB」と読み替えるものとします。

**第1条(本特約の適用範囲およびその効力)** 1.本特約は、会員規約に定めるすべての法人会員およびカード使用者に適用されるものとします。  
2.本特約の内容が、会員規約または会員規約に付帯する他の会員規定・特約等と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

**第2条(お支払い方法)** 1.カード使用者は、会員規約(約定支払日とお支払い方法)第2項本文に基づき、両社に対して、有効なお支払い口座を届け出るものとします。 2.カード使用者は、当社に届け出たお支払い口座に変更がある場合には、変更後の新たなお支払い口座によりカード利用代金の口座振替を行うことに支障のないよう、会員規約(届出事項の変更)第1項に基づき、遅滞なく両社に届け出るものとします。

3.カード使用者が第1項または第2項の義務を遅延した場合、当社が他の方法を指定しない限り、カード使用者は、口座振替が可能となるまでの間、会員規約(約定支払日とお支払い方法)第2項第2文に基づき、コンビニエンスストア等の収納代行業者による収納代行の方法により、カード利用代金を当社に支払うものとし、当社はカード使用者に対して、カード使用者の同意を要することなく、当該収納代行のための払込票を発行して送付します。

**第3条(払込票発行等手数料の支払義務)** 当社が前条第3項に基づきカード使用者に対して払込票を発行・送付した場合、法人会員は、収納代行業者に対してカード使用者が直接支払う手数料とは別に、当社に対して、払込票の発行および送付に係る手数料(以下「払込票発行等手数料」といいます。)として当社が定める額を支払うものとします。当社から払込票の発行・送付を受けたカード使用者は、払込票発行等手数料を含めて、法人会員に代わって当社に立替金を支払うものとします。またカード使用者が払込票発行等手数料の支払いを行わなかった場合には、当該手数料についても、会員規約(約定支払日とお支払い方法)第3項が適用されるものとします。

**第4条(払込票発行等手数料の支払時期および支払方法)** カード使用者は、前条に基づき当社から払込票の発行・送付を受けた場合、その翌月の約定支払日に、払込票発行等手数料を、カード利用代金の支払いと同様の方法により、当社に支払うものとします。

**第5条(払込票発行等手数料の支払義務を負わない場合)** 第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、カード使用者は、払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は、当月の払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとするか否かは、当月の明細確定通知までに確定させるものとします。(1)前条に定める払込票発行等手数料の支払いに対応する約定支払日がカード入会年月日から90日経過していない場合(2)ご利用代金明細書等に記載の約定支払額に、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いによるものが含まれる場合(3)前各号のほか、当社が払込票発行等手数料の支払義務を負わないものとして別途認める場合

**第6条(払込票発行等手数料の変更)** 1.当社は、経済・社会的環境の変化または営業上の理由により、払込票発行等手数料の金額を変更することができるものとします。この場合、当社は、当該変更を行う3ヵ月前までに、次項および第3項で定める方法により、法人会員およびカード使用者に対して周知するものとします。 2.法人会員に対する周知は、Eメールまたは書面による通知により行います。 3.カード使用者に対する周知の方法は、以下のとおりとします。(1)カード使用者が当社にEメールアドレスを届け出ている場合には、当社はEメールによる通知を行います。(2)手数料の変更を行う前の3ヵ月間に、当社がカード使用者に対して、第2条第3項に基づき払込票を発行する場合には、当該払込票送付の際にお知らせします。(3)上記(1)(2)のいずれにも該当しない場合、当社はWEBサイトに公表する方法をもって、カード使用者に周知するものとします。カード使用者は、手数料の変更に関する個別の通知を希望する場合には、当社に対して、Eメールアドレスを届け出るものとし、上記(1)(2)のいずれにも該当しない結果、手数料変更に関する個別の通知を受けられなかったことをもって、当社に対して、異議を述べないものとします。

**第7条(本特約の変更)** 本特約の変更については、会員規約の改定に関する条項の適用を受けるものとします。

(CON05・20220120)